

Q & A

週休 2 日促進工事に関して

(R 6. 5. 29 時点)

長崎県土木部建築課

○対象期間について

(問 1) 祝日は対象期間に含めてよいのか？

(答) 営繕工事では、祝日は対象期間から除外していませんので、現場閉所（現場休息）されると週休 2 日の対象とすることができます。

○休日について

(問 2) 休日には土木部の週休 2 日モデル工事のように元請技術者は休暇でなくて良いのか？

(答) 営繕工事では、元請技術者の休暇については定義していませんが、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された（現場作業が無い）状態を確保してください。

○発注方式について

(問 3) 分離発注される場合、全ての工事の受注者が合意しないといけないのか？

(答) 令和 3 年 4 月 1 日以降に起工する営繕工事においては、従来の現場閉所に加え、現場休息の考え方が試行要領に追加されましたので、発注工事案件ごとに週休 2 日の取組が可能となります。

なお、令和 3 年 3 月 31 日以前に起工している営繕工事では、新築工事の場合などで分離発注された工事（建築、電気、機械設備）の受注者が全て合意したうえで、現場閉所日を同じにしてもらう必要があります。

○補正について

(問 4) 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか？

(答) 営繕工事の週休 2 日促進工事において、国の取り扱いと同様に、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

(注意) 標準仕様書の 1.3.5 施工条件に従い施工の見積を徴収しているものは、週休 2 日促進工事の補正増減のために見積を取り直す必要はありません。

(問5) 物価資料では、複層塗材は吹付工事に分類されていますが、表A-2 建築工事の補正率には吹付工事がありません。補正は行わないのですか。

(答) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版において、仕上塗材等の吹付材は、左官工事に分類されていますので、表A-2の左官工事での補正になります。表A-2の摘要欄に対応した補正率を採用してください。

○工事成績評価における評価について

(問6) 土木部の週休2日モデル工事と同じように評価するのか？

(答) 受注者希望方式の場合は、当初「4週8休」、「4週7休」、「4週6休」の選択を要しないので、4週6休以上の現場閉所(現場休息)の状況に応じて評価することとしています。なお、受注者の責において4週6休以上の現場閉所(現場休息)が実施できなかった場合であっても、減点はいりません。

発注者指定方式の場合は、「4週8休」を指定しますので、達成時は評価しますが、達成しない場合は「4週7休」「4週6休」であっても評価は行いません。

○工事着手日について

(問7) 工期の起算日とは別に、工事着手日は何をもって着手日と判断するのか？

(答) 現場閉所(現場休息)率の算定に必要となる工事の対象期間の起算日が工事着手日です。

工事着手日とは、試行要領で「現場に継続的に常駐した最初の日」としており、国の通知と同様です。ただ「現場に継続的」に拘束されず、現場への資材の搬入、現場への仮設の設置(工事看板の設置を含む。)についても着手日と考えられますので、判別できる資料や記録を残しておいて下さい。

○現場閉所(現場休息)の判断について

(問8) 施設側の都合等で土日等(現場閉所(現場休息)予定日)に特定の作業が必要となった場合は休日(現場閉所(現場休息)日)に数えてよいのか？

(答) 不測の事態等により予定工程に変更(土日作業等)が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について協議を行ってください。不測の事態等のうち、以下にあげる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合において土日等(現場閉所(現場休息)予定日)に特定の作業を行った場合においては、休日(現場閉所(現場休息)日)として取り扱うものとします。

ア. 発注者が、作業または現場パトロール、現場見学会等を要請した場合。

イ. 現場内にて災害または第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合。

ウ. 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合。

○現場休息について

（問 9）現場休息は現場閉所と比べて、何か注意することはありますか。

（答）基本は現場全体が休日となる現場閉所です。やむを得ない場合に現場休息を検討してください。

監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う必要があります。

また、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する必要があります。